

令和7年度

停電しても水が使える

井戸に手押しポンプを設置しませんか？

～御坊市災害時生活用水協力井戸支援事業補助金のご案内～

災害時生活用水協力井戸とは、災害により水道が止まった際に生活用水（トイレ・洗濯・掃除等）の不足を解消するため、市民や企業の方々が所有する井戸を事前に協力井戸として登録していただき、災害時には生活用水として地域に提供していただく井戸です。

停電時には、電動ポンプを設置している井戸は、井戸水のくみ上げが行えない状況が考えられるため、御坊市では、**災害時生活用水協力井戸へ登録している井戸**に対して「**手押しポンプ**」の設置について補助事業を実施していますので、ご活用のご検討をお願いします。

手押しポンプの設置を希望の方は、事前に危機管理課への申請が必要となります。

【申請期間】

令和7年10月1日（水）～ 令和8年2月27日（金）

手押しポンプの設置が、**令和8年3月31日（火）**までに完了出来る方に限ります。

※申請前に工事着手された場合は、補助対象とならないのでご注意ください。

【補助対象】

「御坊市災害時生活用水協力井戸」に登録している井戸の所有者（別途申請が必要です）

※申請は井戸一か所につき、1回限りとなっています。

【補助対象事業】

井戸に設置する「手押しポンプ」の購入・工事費を補助

新規で井戸本体を創設される場合は、事前に危機管理課までご相談ください

●手押しポンプ設置に対する補助金

補助額
最大 **10** 万円



裏面へ

補助事業の手続きの流れ

(1) 事前手続き

手押しポンプの設置を希望の方は、災害時協力井戸への登録をしていただく必要がありますので、市役所危機管理課（4階①窓口）までお越しいただき、手続きを行います。また、電話相談（☎23-5528）も承っております。

○御坊市災害時生活用水協力井戸への登録申出（※既に登録済みの場合は不要）

(2) お申し込み

御坊市災害時生活用水協力井戸への登録がお済みの方は、市役所危機管理課（4階①窓口）までお越しいただき、申請手続きを行います。

申請に必要な書類

申請者は、申請手続き時に、申請書・誓約書・請求書等の書類を作成します。

- ①購入及び設置にかかる金額が記載された見積書等（申請者が工事事業者に依頼）
- ②現況写真（井戸の全体を確認できるもの）
- ③市税収納状況調査同意書（補助制度への申請にあたり、市税の収納状況を調査します）
- ④御坊市災害時生活用水協力井戸への登録を確認できるもの
- ⑤その他市長が必要と認める書類

(3) 設置

交付決定後、申請者が工事事業者に手押しポンプの設置作業を依頼します。

(4) 設置完了後

下記の書類を持って、危機管理課までお越しいただき、実績報告の手続きを行います。

実績報告に必要な書類

- ①購入及び設置にかかった金額が記載された領収書の写し
- ②工事写真（工事前・工事中・工事完了後の確認ができるもの）
- ③申請者名義の振込先金融口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）

【お問い合わせ先】

御坊市役所 危機管理課

〒644-8686

TEL：0738-23-5528

御坊市藺 350 番地 2